

いじめ防止対策基本方針

はじめに

富本小学校は、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、児童が安心して学習活動に取り組み、本校教育目標の達成をめざし、いじめのない学校をつくるために基本方針を策定する。

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの様態

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - (5) 金品をたかられる。
 - (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - (8) パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)で誹謗中傷や嫌なことをする。等
- ※ ふざけ合いや好意で行った行為でも、相手に苦痛を感じさせてしまった場合は、いじめに該当する。

3 いじめに対する基本姿勢

- (1) いじめは、人として絶対に許されない行為であるという強い認識を持つ。
- (2) いじめ問題に対して、被害者の立場に立った指導を行う。
- (3) いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめ問題は、学校と家庭が手を携えて取り組む。
- (5) いじめ問題は、関係者が一体となって取り組む。

4 校内体制の組織

(1) 富本小いじめ防止対策委員会

- ①校内委員会：校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，特別支援コーディネーター
- ②校外関係者（学校評議員等）による委員会を年2回開催する。（6月・2月）

学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な計画立案及び評価を行う。いじめが発生した場合、緊急会議を開き児童の事実関係を確認、指導や支援方策の決定、保護者や関係者との対応を行う。

(2) 児童会の主体的な取組

いじめ防止等にかかわる児童の主体的な活動の充実を図る。教職員は陰で支える役割を担う。

- ①学級単位で話し合い、「いじめゼロ運動」等の互いに認め合う目標を作成し掲示する。
- ②本校の伝統である三色少年団活動の取り組みを通して、いじめのない協力し合う児童会にしていく。
- ③児童会の集会活動を盛り上げ、全校あげて仲良く助け合う意識を高めていく。

5 いじめの未然防止・早期発見

(1) 日頃の子どもの様子を見取りと教職員の情報共有

危機管理意識を高くもち、日頃から子どもの様子を見取るようにする。ほんの少しの変化であっても、教職員で情報を共有していただくことで、いじめの未然防止を図る。

(2) 定期的なアンケートと教育相談

教職員は、児童に定期的なアンケートや教育相談を実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、毎日の生活の中で児童生徒の変化に対して丁寧な見取りを行う。

毎月1日の「いのちの日」における「ふもとっ子メール」によるアンケートを実施する。但し6月と11月は県教委による形式のアンケートを行う。アンケート後に個々に教育相談を実施する。

(3) 相談窓口の設置

児童及び保護者が、教職員にいじめに係る相談をいつでも行うことができるように相談窓口（教頭）を設置し、広く周知する。

(4) 家庭や地域との連携について

日ごろから、家庭、地域と連携して児童を守り育てるために、子どもの情報が家庭及び地域から入りやすくなるように努める。日々の連絡帳・年2回（10月・2月）の学校評価等による情報提供を重視する。

6 いじめの早期対応と措置

(1) 被害者を守る姿勢・加害者への指導

いじめがあったと確認された場合は、正確な実態把握とともに、被害児童の保護を最優先で行う。また、サポートチームによる支援を実施する。同時に加害児童に対する指導も継続的に行い、被害児童が安心して教育を受けられるような環境を早急に整える。

(2) 被害・加害児童の保護者への対応

いじめの被害・加害児童の保護者に状況報告を行うとともに、話し合い等を通して、いじめの解消と再発防止を目指す。

※重大事態が発生した場合は、教育委員会に直ちに報告し、第三者の組織を設け対応する。

7 いじめの解消

少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

①「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的・身体的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3カ月以上）。

②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

8 その他 配慮事項

(1) 日常的な子どもたちの人間関係の変化を常に把握し、子ども同士の問題の早期発見に努める。

(2) 毎月のアンケートを基に教育相談旬間を設定して児童一人一人との個別面談を実施し、悩みや不安に対応していく。アンケートに書けない、認めたくない場合もあることを認識する。

(3) Q-Uアンケート・児童面談を実施し、悩みや不安への早期対応を図っていく。

(4) 学童でのトラブルがいじめにつながることを踏まえ、学童との連携を密にする。

(5) いじめアンケートや教育相談で発覚したいじめ事案についての記録を作成し保存する。

※ おわりに

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいの中で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりするものである。そのため「いじめ防止基本方針」は、随時更新し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を有効に機能させるようにする。

校内支援体制

